

食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る「具体的方策（案）」について

1 リスク評価

(1) 自ら評価

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策（案）
① 自ら評価の実施件数及び選定基準・方法を見直せないか。	○ 自ら評価は、国内外の関係機関やマスメディアからの情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告などを通じて寄せられた情報等をもとに評価対象の候補案件を選定し、企画専門調査会における審議を経て、食品安全委員会で評価を行う案件を決定している。 また、自ら評価案件の決定に当たっては、国民の意見を反映する観点から、意見交換会を行っている。 ○ これまで、自ら評価の案件としては「広範な影響があり、難しい（時間がかかる）案件」が選定されている。 ○ なお、緊急・特段の案件については、企画専門調査会の審議を経ずに、委員会において対応できるとされている。 （参考）自ら評価を行うこととされた案件 ① 日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について－中間とりまとめ－ ② 食中毒原因微生物の食品健康影響評価 ③ 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価 ④ 食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価	【当面の取組の方向性】 ○ 消費者等関係者の意見等を聴く機会を増やしたり、意見交換会の実施方法をもっと工夫する。	○ 企画専門調査会の審議に当たって、現在の専門調査会及び事務局の体制を前提としつつ、自ら評価の候補案件の選定に消費者等関係者の意見をより反映するため、以下の方策を講じる。 （１）自ら評価候補案件の募集方法の改善と選定プロセスの見直し ① 企画専門調査会の審議に供する自ら評価候補案件について、従来の情報源からの抽出に加えて、食品安全モニター等からの募集を行うなど、選定に当たっての間口を広げる。 ② 自ら評価候補案件の選定に当たっての間口を広げることに伴い、企画専門調査会での審議案件数の増加が見込まれることから、選定基準を整備するとともに、必要に応じて、企画専門調査会の下にWGを設置し、あらかじめ企画専門調査会で審議すべき候補案件の絞り込みを行う。 （２）意見交換会等の実施方法の改善 自ら評価候補案件の選定に当たり実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された候補案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。 なお、意見交換会を実施する場合には、対象者や規模等について工夫を行う。

		○ 緊急の案件に柔軟に対応して自ら評価等を行うための仕組み（案件選定手順の明確化等）を整備する。 【中長期的取組の方向性】 ○ リスク評価機関として、食品安全委員会が自ら評価を行う意義は極めて大きいことから、委員会が自ら評価に主体的かつ積極的に取り組むことができる事務局体制を強化・整備する。 ○ 基準が設定されていても、過去にリスク評価が行われていない案件や最新の知見が明らかになった案件についても、積極的に自ら評価を実施していく。	○ 食品安全委員会の緊急時マニュアル（「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」Ⅲの４の（１））において、緊急時における食品健康影響評価について規定されているが、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施すること等、関係規定の見直しを行い、より迅速かつ柔軟に対応する。
② 自ら評価案件について、審議計画を明確にできないか。	○ 自ら評価案件の審議状況については、企画専門調査会において、自ら評価の選定を行う際及び運営計画のフォローアップ（運営状況報告書）の審議を行う際に報告を行っている。また、食品安全委員会に対しては、運営計画のフォローアップ（運営状況報告書）の審議を通じて報告を行っている。 ○ 一方、自ら評価案件は、「広範な影響があり、難しい（時間がかかる）案件」が選定されてきており、評価に必要な資料の収集が困難であること等から、評価に時間がかかる又は評価終了までの見通しを立てにくい場合も生じている。	【当面の取組の方向性】 ○ 自ら評価案件は、「広範な影響があり、難しい（時間がかかる）」案件であるだけに、審議の見通しがつきにくい事情があるが、審議状況等についてきめ細かく情報提供していく。 ○ 時間のかかる案件については、中間報告を取りまとめ、その取扱いを検討する仕組みを導入する。	（１）審議状況及び今後の審議の見通しを明らかにするため、 ① 自ら評価案件を審議している専門調査会は、年１回程度、その審議状況及び今後の審議の見通しを食品安全委員会に報告する。 ② 食品安全委員会は、上記の報告を受けて、引き続き評価を進めるのか、中間報告を取りまとめて評価を終了するのか等の取扱いを決定する。 （２）（１）の専門調査会から食品安全委員会への報告に合わせて、企画専門調査会にも同様の内容を報告し、審議状況等の周知に努める。

(2) 評価一般

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策 (案)
① 評価要請を受けた案件をもっと迅速に処理できないか。	○ 特にポジティブリスト関連品目及び清涼飲料水関連品目について、審議未了案件が多い。(その他の案件については、事前審査の徹底等により、未処理案件は減少しつつある。) ○ 専門調査会及び事務局について、評価体制が十分ではない。 (参考) リスク評価の実績 (自ら評価を含む) 要請件数： 1075件 評価件数： 653件 (平成20年10月1日現在)	【当面の取組の方向性】 ○ 審議に時間を要する原因の一つとして、評価に必要な資料が十分でないことが挙げられることから、食品安全委員会における審議がより一層円滑になるように、評価要請時に、リスク管理機関から適切な資料が提出されるよう徹底していく。 ○ 専門調査会において、より効率的な審議を行えるように、リレー審議品目の審議方法の改善や専門調査会の運営の工夫を行う。 【中長期的取組の方向性】 ○ 専門調査会及び事務局の体制の強化・整備を行う。〔9-①に記載〕	(1) 評価要請時に、リスク管理機関から適切な資料が提出されるよう徹底する。また、事務局による事前調整を徹底する (2) 調査審議の効率化のため、 ○ 「明らかに評価が不要な案件」や「評価の簡素化が可能な案件」を整理し、審議を効率化する。 ○ 複数の専門調査会に関連する案件 (リレー審議品目) の審議方法の改善を行う。 ○ 必要に応じ機動的に専門調査会の下にワーキンググループを設置し、専門調査会での審議をサポートする。 ○ 各専門調査会の所掌に限定されない特定の課題等については、食品安全委員会の下にワーキンググループを設置し、迅速かつ効率的な審議を行う。 (3) 専門調査会の次期改選にあわせて、審議体制の見直しや強化を検討する。
② 評価方法や評価内容について見直せないか。	○ 現在、専門調査会における審議は、「食品安全委員会の公開について」(平成15年7月1日食品安全委員会決定)に基づき、原則公開で実施されており、企業申請に係る品目で、企業秘密に該当する情報を取り扱う場合のみ、非公開となっている。このことに対し、公開の範囲を広げるべきとの意見がある。 ○ 申請者からのヒアリングについては、事務局にて事前に行っているが、専門調査会でのヒアリングを求める声がある。	【当面の取組の方向性】 ○ 非公開で開催される専門調査会については、透明性確保のため、議事録を作成し知的財産に抵触する恐れのある部分を削除した上で公開しているが、できる限り非公開の範囲を小さくしていくように努める。	○ 知的財産に抵触しない範囲で、資料が十分に公開されるよう、引き続き透明性の確保に努める。

	○ 評価のためのデータについては、申請者から、GLP適合等、一定の確認がなされた上で提出されているが、委員会独自の研究・調査機関の設置によるデータ整備を求める声がある。 ○ これまでも海外諸機関での評価結果を十分勘案した上で評価を行っているが、国際基準や外国機関での評価結果をさらに審議に反映させるべきとの意見がある。 ○ 現在、化学物質系分野の評価ガイドラインを検討中であるが、早急に策定するよう求める声がある。また、評価の平準化及びレベル向上を図るべきとの意見がある。	○ 評価データについては、評価要請者が作成するのが国際的にも一般的な考え方であり、現在の取扱いを変更する必要はないと考えられるが、提出されるデータの信頼性をより一層高めていく方向で検討する。 ○ 国際的な評価手法を参考とし、評価ガイドラインの策定を着実に進める。 ○ ガイドラインの早期策定を目指し、年内に各専門調査会における議論を開始する。また、横断的に認識を共有し、評価の平準化及びレベル向上を図るため、専門調査会座長会を開催する。〔9-⑦に記載〕	○ 評価データについては、評価要請者が作成するのが国際的にも一般的な考え方であり、現在の取扱いを変更する必要はないと考えられるが、GLPに適合した試験のデータを用いるなど、提出されるデータの信頼性をより一層高めていく。 ○ 添加物の評価ガイドライン、並びに農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会での評価ガイドライン起草作業を着実に進め、早期策定を目指す。 ○ 横断的に認識を共有し、評価の平準化及びレベル向上を図るため、定期的に専門調査会の座長の意見を伺う機会を設ける。〔9-⑦に記載〕
③ 過去の評価結果を最新の知見で見直すシステムを取り入れられないか。	○ 動物用医薬品のみ、薬事法に基づく再評価制度がある。また、遺伝子組換え食品等及び特定保健用食品については、新たな科学的知見が生じたときなどに再評価を行うことが告示で明記されている。一方、その他の品目については、規格基準等の改正時以外に、過去の評価を見直す機会はない。	【中長期的取組の方向性】 ○ 例えば、一定期間後に再評価の必要性について検討すること等が考えられるが、リスク管理機関と連携して慎重に検討する必要がある。なお、この場合には、事務局体制の強化・整備が不可欠である。	○ 再評価の枠組みについては、諸外国の取組を参考にしつつ、リスク管理機関と連携し検討する。なお、再評価を実施する場合には、事務局体制の強化・整備が不可欠である。
④ 審議計画を明確にできないか。	○ 現状、評価依頼を受けた順で、資料の揃ったものから審議を行っており、明確なタイムクロック（標準的な事務処理期間）はない。	【中長期的取組の方向性】 ○ タイムクロックの導入を検討する。	○ 企業申請の品目について、リスク管理機関と調整しつつ、タイムクロックの導入を検討する

2 リスク管理措置等への関与（食品安全モニター、食の安全ダイヤルを含む）

(1) 勧告・意見具申

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策 (案)
① 関係各大臣への勧告権、意見具申権が活用されていないのではないか。 ② 関係各大臣の施策の実施状況の監視（モニタリング）の機能は十分に機能しているか。	○ 食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、 ① リスク評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること ② リスク評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること ③ 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べることでできるとされている。 ○ これまで、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入の際の留意事項を平成17年4月28日付けで厚生労働大臣あてに、飼料中の残留農薬基準の設定の際の留意事項を平成18年3月7日付けで農林水産大臣あてに意見具申を行った。 ○ また、定期的に実施しているリスク管理機関の施策の実施状況の監視（モニタリング）を平成20年4月までに8回実施し、その結果、勧告の必要は認められなかった。	【当面の取組の方向性】 ○ （自ら評価を含めた）リスク評価の結果や定期的に実施しているリスク管理機関の施策の実施状況の監視（モニタリング）の結果を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。 ○ リスク管理機関の施策の実施状況の監視（モニタリング）の結果について、きめ細かくフォローする。 ○ 食品安全委員会からリスク管理機関等に対する施策の実施に係る要請等については、明確化を図る観点から、できる限り、文書（通知）により行う。	○ 食品安全委員会によるリスク評価結果の通知後、施策の実施までに長期間を要しているものについては、必要に応じて食品安全委員会で報告を求める等のフォローを行う。 ○ リスク管理機関から、上記の報告等を受けて、食品安全委員会から要請等をした事項については、できる限り、文書で通知する。 ○ 評価書に「施策の実施に当たっての留意事項」を付記する場合があるが、食品安全委員会からの指示事項の明確化を図る観点から、できる限り、評価書の通知の際の通知本文に明記する。

(2) 食品安全モニター

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策 (案)
① 食品安全モニターの活動内容をもっと改善できないか。 ② 食品安全モニター活動の成果をもっと施策形成に反映できないか。	○ 平成15年度から全国各地の470名の方に「食品安全モニターになっていただき、これまでに2,948件の意見等が寄せられている。 (平成20年9月30日現在) ○ 食品安全モニターの活動をより充実したものとするため、平成19年度からモニターの任期を2年間としている。また、食品安全委員会が提供する食品の安全に関する情報の地域への普及について協力をお願いしている。 ○ 現行においても、食品安全モニターからの報告を参考にして、食品安全委員会のホームページに掲載しているQ&Aの作成や自ら評価案件の選定等を行っている。	【当面の取組の方向性】 ○ 食品安全モニターの活動を施策形成に効果的に反映させるため、より食品安全委員会の施策に直結する事項の報告を依頼する。 ○ 食品安全モニターが地域における食品安全活動を担えるように、食品安全モニター活動のより一層の支援を行っていく。	○ 食品安全モニターからの報告を、施策形成の参考としたものについて、情報提供を行う。 ○ 食品安全モニターから自ら評価の候補等を募集するなど、モニターの意見を聴く機会を増やす。 ○ 食品安全モニターに対し、その活動を支える情報提供に一層努めるとともに、リスクコミュニケーション推進事業と連携し、地域における食品安全活動を担えるように、支援する。
③ 食品安全モニターの資格を見直せないか。	○ 食品安全モニターについては、 ・大学等で食品に関係の深い学問を修了していること ・食品に関係の深い資格を持っていること ・食品の安全に関する行政・業務の従事経験があること のいずれかを満たす者等を対象としている。 ○ 食品安全モニターからの食品安全に関する情報や意見を幅広く求めるため、平成19年度からモニター資格要件に専門調理師、製菓衛生師及びその	【当面の取組の方向性】 ○ 優秀な人材を維持・確保できるように食品安全モニターの選考等の見直しを行う。	○ 食品安全モニターの選考に当たっては、食品安全に関する活動実績・活動目標等を考慮して、選考する。

	他の委員会事務局長が適当と認めるものを加えた。		
④ 食品安全モニター会議をもっと改善できないか。	○ 平成20年度までに食品安全モニター会議を57回開催し、食品安全モニターからの意見を踏まえ、 ・平成19年度においては、新たに食品安全モニターとなった者が活動する際の参考として、継続的に食品安全モニターとして活動している者から地域における取組の報告を求め、 ・平成20年度においては、モニター間の交流を促進するため、モニターを小グループ(10名前後)に分け、自己紹介や意見交換の場を設ける等の取組を行ってきている。	【当面の取組の方向性】 ○ 食品安全モニター会議の運営や内容については、食品安全モニターの方々の要請や意見を聴取し、順次、改善を進める。	○ 食品安全モニター会議後のアンケート等を基に順次改善を行う。

(3) 食の安全ダイヤル

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策(案)
① 食の安全ダイヤルに対する国民の認知度を高められないか。	○ 食の安全ダイヤルは、広く消費者の方々から食品の安全性についての情報提供やご意見、ご質問をいただくとともに、食品の安全性に関する知識と理解を深めていただけるよう、情報窓口として事務局内に設置されている。 ○ 平成15年8月に設置され、これまでに4,325件の問合せ・意見等が寄せられている。 (平成20年10月1日現在) ○ ホームページ等への掲載や各種意見交換会、講師派遣会場等におけるチラシ配布等により周知に努めている。	【当面の取組の方向性】 ○ 関係省庁、地方公共団体等とも連携して、より一層の周知に努める。	○ 食の安全ダイヤルについては、消費者が自ら情報収集を行う意義と合わせて、地方公共団体や今国会に設置法等が提出されている消費者庁とも連携して、その周知を図る。

3 情報提供

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策 (案)
① 国民に対してもっと分かりやすい情報を提供できないか。	○ ホームページ、メールマガジン、季刊誌等を通じて国民への情報提供を行っている。 ○ ホームページでは、分かりやすいQ&Aを作成し掲載している。また、メールマガジンでは、参考として評価対象物質や専門用語の解説を行うとともに、季刊誌では、子ども向けのコーナー（「キッズボックス」）を設けている。	【当面の取組の方向性】 ○ 食品安全に係る関係者は、事業者から消費者まで幅広いことから、それぞれの属性に合った情報の提供に努める。 ○ ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等について、文章表現や様式の標準化等について検討し改善を図る。 【中長期的取組の方向性】 ○ 評価書など専門性の高い情報を、一般の人に分かりやすく伝えられるように、適材を確保するなど、広報体制の強化を行う。	○ 消費者等の関心が高いものについては、引き続き、評価内容の理解の助けとなるQ&A等の作成を行うとともにリスク管理情報も含めたパッケージとしての情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を行う。 ○ プレスリリース等については、フォントや文字ポイントの統一、ロゴマークの使用などについて工夫を行うとともに、分かりやすい情報提供を行うため、文章の体裁や文章表現の標準化について工夫を行う。 ○ ホームページ掲載情報については、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成の見直しを行う。
② 社会に発信されている不適切な情報に対して、食品安全委員会は反論等をすべきではないか。	○ 主としてリスク管理措置に関する不正確な情報発信が多く見受けられるところであるが、リスク評価に関し、重大な誤り等がある場合には、何らかの方法により訂正の依頼等を行っている。	【当面の取組の方向性】 ○ 科学的に誤っていることが明らかな情報については、その社会的影響等に応じて、発信者に訂正を求めたり、食品安全委員会として正確な情報を提供していく。	○ 誤報等情報については、その社会的影響等に応じて、訂正の必要性等を食品安全委員会として判断した上で必要な対応を行う。

③ 情報提供において地方公共団体との連携をもっと図れないか。	○ 季刊誌等の資料を提供するとともに、地方公共団体の担当が一堂に会する全国食品安全連絡会議を毎年開催している。	【当面の取組の方向性】 ○ 食品安全委員会から発信する重要な情報については、きめ細かく地方公共団体に通知（連絡）し、地方レベルでの発信・周知に努めてもらう。 ○ 地方公共団体相互の情報の共有化を図るための情報提供を推進する。	○ 委員長談話など、食品安全委員会から発信する重要な情報については、地方公共団体にお知らせするなど、地域住民への情報発信に資するようきめ細かな情報提供を行う。 ○ 地方公共団体や地域の取組を集約し、地方公共団体が活用できる情報として、全国食品安全連絡会議等において情報提供を行う。
④ ホームページをもっと改善できないか。	○ 現状のホームページについては、「情報の所在が探しにくい」、「必ずしも機能的ではない」等の意見がある一方、継続して閲覧している方からは評価する意見もいただいている。	【当面の取組の方向性】 ○ ホームページについて、掲載情報の文章表現や様式について標準化するなど、見やすく分かりやすい情報提供について検討し、改善を図る。 【中長期的取組の方向性】 ○ 食品安全総合情報システムの更新に合わせて、ホームページ機能を改善する。	○ 掲載情報の文体の統一やフォントの標準化、可能なレイアウトの変更等を通じてより分かりやすく見やすいホームページとする。 ○ リンク情報の充実等を検討する。
⑤ メールマガジンをもっと改善できないか。	○ 業務の必要上からメールマガジンに会員登録している読者層からは評価する意見がある一方、主婦や学生等、食の安全に興味を有するものの専門的知識が比較的少ない読者層からは、内容が専門的すぎるなどの意見がある。また、主婦層等の読者は比較的少ない。	【当面の取組の方向性】 ○ メールマガジンについて、より読みやすく分かりやすい誌面構成とするための検討を行い、改善を図る。 ○ 読者増に向けた取組を行う。	○ 掲載内容の簡略化、レイアウトの改善等を通じて、より見やすく分かりやすいメールマガジンとする。 ○ 読者増について、地方公共団体や消費者等団体へ依頼等を行う。
⑥ 情報発信手段の多様化をもっと図れないか。	○ ホームページ、メールマガジン、季刊誌等を通じて国民への情報提供	【当面の取組の方向性】 ○ 広報（政府広報、季刊誌等を含む。）、	○ それぞれの論点の中で検討する。

	を行っている。	DVD、学校教育、意見交換会等のリスクコミュニケーションの推進を図る。 ○ 地方公共団体や消費者団体等の広報媒体へ掲載依頼、寄稿等を行うなど、情報発信のためのチャンネル拡大を検討する。	
--	----------------	--	--

4 広報

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策 (案)
① 食品安全委員会の活動等が国民に十分理解されていないのではないか。	○ パンフレット、ホームページ、メールマガジン、季刊誌等を通じ、また、意見交換会等の場において、食品安全委員会の活動内容を発信している。	【当面の取組の方向性】 ○ リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動内容といった基本的な事柄について、国民に理解していただくための活動に力を入れる。 ○ 一般国民に影響力のあるオピニオンリーダーに対する働きかけを強化する。 ○ 広報（政府広報、季刊誌等を含む。）、DVD、学校教育、意見交換会等のリスクコミュニケーションの推進を図る。	○ 消費者団体、事業者・生産者団体、関係団体（医師、栄養士、獣医、薬剤師等）、マスメディア、行政担当者、学校関係者、関係学会等の食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動内容といった基本事項を周知し、連携を図る。 ○ 具体的には、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等については、意見交換会等を行う。栄養士会、医師会、獣医師会、薬剤師会、関係学会等については、講師の派遣についてPRを行う。 (学校関係については、食育部分に記載)
② 国民に対する食品安全の広報にもっと力を入れるべきではないか。	○ ホームページのコンテンツを通常1日2回更新し、メールマガジンを毎週金曜日に発行し、季刊誌を発行するなど、国民への情報提供を行っている。	【当面の取組の方向性】 ○ 政府広報とともに、関係機関、地方公共団体等の広報媒体等の活用について積極的に働きかける。 ○ そのほか、マスメディアや学校教育等を通じた広報・啓発活動等について検討し改善を図る。 【中長期的取組の方向性】 ○ 広報予算の充実を図る必要がある。	○ 地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけ等を行う。 ○ 他機関が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に関係機関に提供する。 (学校教育については、食育部分に記載)

③ マスメディアとよりよい関係を築いていけないか。	○ マスメディア関係者との懇談会を定期的に実施している。	【当面の取組の方向性】 ○ マスメディア関係者との懇談会等の充実を図り、情報共有及び相互理解の促進に努める。	○ 引き続き懇談会等を充実する。
④ 季刊誌をもっと改善できないか。 ⑤ DVDをもっと改善できないか。	○ 季刊誌については、通常4色8ページの装丁で発行し、時宜に応じた特集、トピックス等を掲載している。 また、子ども向けに「キッズ・ボックス」コーナーを設け、周知を図っている。 ○ DVDについては、事務局内にシナリオ検討委員会を設置し、シナリオ全般について検討しているほか、配布先又は貸出先から、視聴後に寄せられた感想等を集約し、今後の作成内容や広報の仕方等の参考としている。 (参考) これまでに作成したDVD ・平成17年度 「気になるメチル水銀」 ・平成18年度 「21世紀の食の安全<リスク分析手法の導入>」、「遺伝子組換え食品って何だろう～そのしくみと安全性～」、「気になる農薬～安心して食べられる?～」 ・平成19年度 「何を食べたら良いか?考えるためのヒント～一緒に考えよう!食の安全～」、「気になる食品添加物」	【当面の取組の方向性】 ○ 季刊誌やDVDについては、読者・視聴者等の意見、配布先における活用状況を参考にして、内容の改善や配布先の見直し等を行う。	○ 季刊誌等の内容や配布先については、読者等の要請や意見を参考とし、必要に応じ改善等を行う。 ○ 季刊誌やDVD等を意見交換会や講演等において使用する。

5 リスクコミュニケーション（意見交換会等）

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策（案）
① 食品安全委員会のリスクコミュニケーションをもっと有効に機能させられないか。 ② リスクコミュニケーションは一部の人間のものに留まっているか。 ③ リスクコミュニケーションをもっと双方向のものにできないか。 ④ 消費者に分かりやすいリスクコミュニケーションへ改善できないか。 ⑤ 意見交換会の開催方法をもっと改善できないか。	○ ホームページなどによる情報の提供、食の安全ダイヤル及び意見交換会等様々なリスクコミュニケーションに取り組んでいる。 （参考）リスクコミュニケーションの実績 ・委員会・専門調査会の原則公開、議事録等のホームページへの掲載 ・意見交換会の開催 325回 ・リスク評価結果等に対する意見・情報の募集 379回 ・消費者団体、食品関連事業者、地方公共団体等と委員との意見交換 34回 ・食品安全委員会委員の各地での講演等 94回 ・食品の安全性に関する地域の指導者育成講座 40回 ・様々な形の情報提供（ホームページ、季刊誌、パンフレット、DVD等） ・メールマガジンの配信 週1回 ・食の安全ダイヤル 4, 325件 （平成20年10月1日現在）	【当面の取組の方向性】 ○ 意見交換会の実施に当たっては、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月リスクコミュニケーション専門調査会決定）に沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にするとともに、これに合った対象、規模、内容、開催場所等について十分検討し、参加者の満足度が高まるよう実施する。 ○ 「食の安全ダイヤル」や「食品安全モニター制度」及び「ホームページやメディアとの連携を含めた情報の提供」は、リスクコミュニケーションの重要な手段であり、これらの活動との有機的な連携を図る。 ○ リスクコミュニケーションの対象を明確にすることにより、分かりやすい資料の作成を目指す。 【中長期的取組の方向性】 ○ 事務局内の能力開発、人材育成のため、コミュニケーションに関連する大学の研究生や卒業生との交流・人的連携を促進する。	○ 意見交換会の目的・目標を明確にし、対象や規模、内容（やり方等）について、多様な場の設定をし、その場で提供する資料については、対象者にとって分かりやすいものとなるよう工夫する（例えば消費者団体との共催、サイエンスカフェなどの小規模な場の設定。）。 ○ 食の安全ダイヤルや食品安全モニターの声（何が知りたいか等）を分析し、リスクコミュニケーションに反映する。 ○ 関心の高い評価案件については、メディア・関係者との懇談、意見交換会、ホームページによる情報提供等を有機的に組み合わせて実施する。

⑥ リスクコミュニケーション推進事業をもっと改善できないか。	○ 地域におけるリスクコミュニケーションを推進するため、地方公共団体と協力して、平成18年度から「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を、平成19年度から「食品の安全性に関するリスクコミュニケーション指導者育成講座」を開催している。 ○ 地域の指導者育成講座等の修了者から、活動報告を収集したり、地方公共団体を通じて、講座修了者の活動実績、講座への要望・改善点等を把握し、適切な運営を図るよう努めている。	【当面の取組の方向性】 ○ 地域の指導者育成講座等の修了者について、活動の継続的なフォローアップを行うとともに、活動の基礎となる各種情報を提供するなど、活動支援の充実を図る。 ○ リスクコミュニケーション指導者の育成等の高度な技術の養成に力を注ぐ。	○ 地域の指導者育成講座等の受講者（以下「受講者」という。）について、活動状況の把握、要望や意見の聴取を行う。 ○ 受講者の要望に応じて、食品安全委員会の活動に関する各種情報や地域活動に活用できる資料の提供を行う。 ○ 地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するモデル的なリスクコミュニケーションを実施する。
⑦ 食品安全委員会はリスクコミュニケーションでもっと主導的役割を果たせないか。	○ リスク分析の枠組みの中で、リスク評価を中心にリスク管理と連携したリスクコミュニケーションの推進を図っており、また、地域における食品の安全性に関する指導者育成のために、資料や啓発素材等を提供している。	【当面の取組の方向性】 ○ 今後は、消費者団体等関連団体との連携やリスク管理機関の地方組織、地方公共団体等とも一層連携し、リスクコミュニケーションを推進していく。	○ 意見交換会の開催に当たって、消費者団体等関連団体やリスク管理機関の地方組織、地方公共団体等との共催等の取組を推進する。
⑧ 全国食品安全連絡会議をもっと改善できないか。	○ 全国の地方公共団体の食品安全部局及び食品安全に関係する省庁へ参加を呼びかけ、会議を開催している。	【当面の取組の方向性】 ○ 食品安全に関する関係省庁と地方公共団体との連携を図るため、会議のテーマに応じて、幅広く関係省庁に参加等を呼びかける。 ○ 地方公共団体相互の情報の共有化を図るための情報提供を推進する。	○ 地方公共団体のニーズの高いテーマで開催し、会議のテーマに応じてリスク管理機関や今国会に設置法等が提出されている消費者庁に出席を呼びかける。 ○ 関係省庁が開催する地方公共団体との会議に、必要に応じて、食品安全委員会が説明する機会の設定を依頼する。

⑨ リスクコミュニケーション専門調査会の審議内容をもっと改善できないか。	○ リスクコミュニケーション専門調査会は、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）第3の3に定められたリスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメントを行う機関である。 ○ 平成18年12月14日に食品安全委員会で決定されたリスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める5項目の事項について審議を進めている。 （参考）当面調査審議を求める5項目 ① リスクコミュニケーションの検証 ② 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方 ③ 地方自治体との協力 ④ 諸外国との連携 ⑤ 食育	【当面の取組の方向性】 ○ 現在審議すべき事項となっている5項目を中心に議論するとともに、社会的な関心等を踏まえ、審議事項を検討していく。	○ 現在審議すべき事項となっている5項目を中心に議論するとともに、社会的な関心等を踏まえ、審議事項を検討していく。
---	--	---	--

6 食育（消費者啓発）

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策（案）
① ジュニア食品安全委員会をもっと充実できないか。	○ 夏休み期間中、小学5、6年生の児童10～15人程度及びその保護者を対象に、食の安全に関する委員からのレクチャーやクイズコーナーなどを設け、東京において3回程度実施している。	【当面の取組の方向性】 ○ 東京で実施しているジュニア食品安全委員会を、例えば地方における子どもを対象とした意見交換会等として実施することについて検討する。	○ 食品安全委員会の活動や食品の安全性に関する考え方などの理解を深めてもらうために、地方公共団体と連携し、子供を対象とした意見交換会等を実施する。
② 食育をもっと充実できないか。	○ 食育推進基本計画において、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、食品の安全性の確保等における食育の役割が明記されている。 ○ 食品安全委員会は、子供向けの食育に資する冊子の作成や、親子（中学生とその親）への意識調査の結果を取り入れて、リスク評価に対する理解促進を図るDVDソフトを制作、配布した。	【当面の取組の方向性】 ○ 学校教育において、食品の安全性の基礎的な知識が学習できるように教育機関・関係団体等との連携を促進する。	○ 修学旅行生を含めた訪問学習の受け入れについてPRを行う。 ○ 家庭科等の教員の研修の機会をとらえ、研修講座に講師を派遣する。 ○ 栄養士、医師、獣医師、薬剤師等を育成する大学、短大からの要請に応じて、講師を派遣することについてPRを行う。 ○ 学校教育に関係する学会（日本家政学会、日本調理科学会、日本家庭科教育学会等）や各種学会（日本食品衛生学会、日本薬学会等）の学会会合の際に、食品安全委員会からの講師派遣に関する資料を配布するなどのPRを行う。 ○ 授業で使用する教科書の内容に合わせた（中学生での「添加物」の学習を想定）授業に使用できる簡易な教材を作成する。
③ 食の安全に関する消費者教育をもっと充実できないか。	○ ホームページなどによる情報の提供、食の安全ダイヤル及び意見交換会等様々なリスクコミュニケーション	【当面の取組の方向性】 ○ 食品安全基本法に定める食品安全に係る関係者の役割が果たされるよう、今国	（情報提供、広報、リスクコミュニケーションの論点の中でそれぞれ記載。）

	ンに取り組んでいるところ。	会に設置法等が提出されている消費者庁と連携して、食品安全基本法の考え方の周知を図る。 ○ 食品安全委員会が行う情報提供、広報、リスクコミュニケーション活動等を通じて、消費者等の食品の安全についての理解を深めてもらう。	
--	----------------------	--	--

7 意見・情報の募集（パブリックコメント）

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策（案）
① 食品安全委員会は消費者等が意見・情報の募集（パブリックコメント）を出し易くなるようもっと改善できないか。	○ リスク評価等に関する審議結果案について、個々の案件ごとに、原則として30日間、国民からの意見・情報の募集を行っている。 ○ これまで、リスク評価結果等に関するパブリックコメントを379回実施してきているが、意見を提出する人は限られており、件数はそれほど多くない。 （平成20年10月1日現在） ○ リスク評価に関するパブリックコメントであっても、リスク管理機関向けの意見も多数見られる。	【当面の取組の方向性】 ○ 国民の関心が高いと予想される事案について、内容の理解を助けるための工夫を行う。	○ 国民の関心が高いと予想される事案について、引き続き評価書の概要を付けるとともに、意見交換会を行うなど評価内容の理解を助ける情報の提供に努める。
② 食品安全委員会に寄せられた意見が施策に十分反映されないのではないか。 ③ 意見募集等で集まった意見やその回答を業務の改善にもっと結びつけられないか。	○ パブリックコメントでいただいたご意見は真摯に受け止め、科学的に妥当な意見であれば、リスク評価内容にも反映させている。 ○ なお、消費者団体からの意見は、リスク管理措置に関するものが多く、これらはリスク管理機関において検討されるべきものと考えられる。	【当面の取組の方向性】 ○ 委員会活動の改善等に関する意見等については、事業の実施状況のフォローアップ等の中で検討し、事業計画や個別業務に反映させる。	○ 科学的に妥当な意見については、引き続き評価書等に反映させるとともに、委員会活動の改善等に関する意見等については、事業の実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画や個別業務に反映させる。

8 緊急時対応

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策 (案)
① 緊急時における食品安全委員会の役割をもっと明確にできないか。 ② 食品安全委員会の緊急時の体制をもっと改善できないか。	○ 緊急時における対応について、大規模食中毒等については、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」に基づき食品安全委員会を中心に対応し、薬物混入事件のように犯罪性が否定できない事案については、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」に基づき内閣府国民生活局を中心に対応することとなっている。これらの枠組みが連携しながら対応することとしている。 ○ このような状況の下で、食品安全委員会としては、主にリスク評価の実施や危害物質等に関する科学的知見の提供を行っている。	【当面の取組の方向性】 ○ 今国会に設置法等が提出されている消費者庁が緊急時における司令塔機能を担うこととされていることから、食品安全委員会は科学的部分に役割を重点化するとともに、消費者庁と効果的な連携を図る。	○ 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の緊急時のマニュアルを見直し、これに基づいて適切に対応する。
③ 食品安全委員会の緊急時における情報発信のあり方を見直せないか。	○ 緊急時においては、危害物質の毒性等の科学的知見に関する情報を中心にホームページ等で提供している。 ○ 今年1月に発生した中国産冷凍ギョウザ事件においても、情報提供を行ってきたが、地方公共団体等で伝わっていないなど効果的に活用されていない場合もあった。	【当面の取組の方向性】 ○ 緊急時においては、科学的知見・情報を速やかに提供するとともに、委員長談話等により、食品安全委員会の見解を必要に応じて積極的に発信する。 ○ 食品安全委員会のホームページにおける関係情報の集約に努めるとともに、地方公共団体や関係団体に広く活用してもらえるように周知を図る。	○ 初動において、原因物質等の科学的知見について、速やかにホームページで公表する。 ○ 緊急事態の社会的影響等も踏まえ、自ら評価等のリスク評価の結果や委員長談話など科学的知見を公表する。 ○ 食品安全委員会のホームページをリンク集的なものと位置付け、地方公共団体等の情報が掲載されるよう協力を求める。 ○ 地方公共団体や関係団体に食品安全委員会の情報発信について周知する。

9 委員会運営全般

検討すべき論点	現 状	改 善 の 方 向 性	具 体 的 方 策 (案)
① 食品安全委員会の体制をもっと改善できないか。	○ 評価を実施するためには、リスク評価に必要な科学的知見や評価の具体的手法に加え、当該評価結果に基づき講じられる施策の実態にも精通している事務局職員による支援が不可欠である。	【当面の取組の方向性】 ○ 職員の習熟度の向上及び業務の継続性の確保を図るため、人事ローテーション等の改善を進めるとともに、職員の能力向上の取組を支援する。	(1) 職員の出向元の機関との調整を図りつつ、以下の取組を進める。 ① 人事ローテーションの長期化（事務局内における他のポストへの異動などを含む。）に努める。 ② 過去の在職経験者の上位ポストへの配置などに努める。
	○ このような専門的知識を有する人材は限られることから、現在のところ、事務局職員は、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省からの出向者が太宗を占め、その他、地方自治体からの派遣職員、内閣府職員及び他の省庁からの出向者で構成されている。	○ 食品安全行政を担当するに適した内閣府プロパー職員の確保を計画的かつ段階的に進める。	(2) 食品安全委員会には、日常の業務の中に、食品安全行政に関し知識及び技術を向上させる機会が多様に存在しているほか、外部の学会及び講習会等への職員の派遣等も積極的に行っていることから、自己研鑽への職員の動機付けを促すとともに、自己研鑽に励める環境整備に努める。
	○ また、食品安全委員会の業務は、専門性が高く、その内容も、年々複雑化・高度化してきているが、2～3年の間で異動するケースが多い。 ○ リスク評価を始め、委員会の業務が増大する中で、機構・定員や技術参与の要求を行い、若干ずつ増員が認められているが、抜本的に改善が図られる状況にはない。	○ 食品安全委員会の業務改善に合わせ、その実効を担保するため、事務局体制の強化を図る。	○ 食品安全行政を担当するに適した内閣府プロパー職員の確保については、当面、任期付職員制度の活用を進める。なお、任期付以外の新規職員の採用については、今国会に設置法等が提出されている消費者庁との連携も視野に入れ、長期的観点に立って検討していく。 (1) 残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入、新たな危害要因の出現、新技術食品の開発などに伴う評価要請の増加に対応し、また、食品の安全性等に関する最新の知見等を収集するための国際機関や外国政府機関との連携強化を図るため、必要な定員や技術参与の確保に努める。

	(2) 事務局の内部体制の強化に合わせて、外部機関や外部の専門家とのネットワークを強化するとともに、調査研究費等を有効活用して、事務局の業務効率化を推進する。
○ 大学等研究機関や他機関との人的連携について、対応の可能性について検討する。	(1) 現在、独立行政法人の研究機関からも出向者を受け入れているところであり、今後とも、幅広い機関から出向を受け入れられるよう努力する。 また、食品安全委員会と業務の性格が類似している独立行政法人等との人事交流について、内閣府プロパー職員の採用等を検討していく中で、その可能性について併せて検討する。 (2) 大学等との人的連携については、他省庁における例を参考に、その形態や必要となる環境整備等について検討する。
○ 専門委員及び専門参考人以外の外部の専門家とのネットワーク作りを進める。	○ 外部の専門家の専門知識を活用するため、 ① 専門情報の提供に協力いただける専門家とのネットワーク作り（メーリングリストの作成など）を進める。 ② 医師会、薬剤師会、獣医師会、栄養士会などの関係職域団体や学会等とのネットワーク作りを進める。
○ 専門調査会の機動的な運営のため、次期専門委員改選時に、専門調査会の統合や部会制の導入等について検討する。	○ 専門調査会の次期改選にあわせて、審議体制の見直しや強化を検討する。
【中長期的取組の方向性】 ○ 食品安全委員会が、リスク評価機関として中立公正に独立性を持ち、かつ、主体的に業務を遂行できるように、事務局職員を大幅に増員するなど、体制の抜本	○ 諸外国のリスク評価機関と比べて、食品安全委員会の体制は脆弱であること等を踏まえ、それら機関の組織体制等を参考にし、長期的視点に立って、事務局体制のあ

		的強化を図る。	り方について検討を行う。
② 食品安全委員会の研究機能を強化できないか。	○ 食品安全委員会は、傘下に試験研究機関を有していないが、食品健康影響評価等に必要な調査研究を外部の研究機関等への委託により実施できることとなっている。 ○ なお、緊急時には、国の関係行政機関の試験研究機関や独立行政法人（関係各大臣を通じて）に対して、調査、分析又は検査を要請できることとなっている。 ○ 平成15年度から「食品安全確保総合調査」により、食品中の様々な危害要因に関するデータの収集・解析などを外部委託により行っており、平成19年度までに94調査を実施している。 ○ また、平成17年度からは「食品健康影響評価技術研究」により、リスク評価の信頼性を高めるための手法、ガイドライン作成などに資する学術研究も行っている。 ○ 平成19年度までに25課題が採択されている。この「食品健康影響評価技術研究」は、必要となる研究領域を設定し具体的な課題を公募する「研究領域設定型」の競争的研究資金制度であり、研究期間は原則3カ年とされている。	【当面の取組の方向性】 ○ 食品安全委員会が必要とする調査研究を実施できるように、必要な調査研究費の確保を図る。 ○ リスク評価に必要な情報を迅速に入手できるように、関係機関とのネットワークを強化する。 ----- 【中長期的取組の方向性】 ○ 将来的に食品安全委員会独自の研究機関を保有することも選択肢の一つとして考えるとともに、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方について検討する。	○ 具体的に必要な予算を精査し、毎年度の予算要求に反映させる。 ○ 関係機関等のリスト作成・整理、関係機関等への情報提供などを行うとともに、調査研究事業に応募する者の裾野を広げる。 -----

	○ なお、これらの調査研究費はおおむね確保されている。 (参考) 平成20年度予算額 ○ 食品安全確保総合調査費 286百万円 ○ 食品健康影響評価技術研究委託費 360百万円		
③ 食品安全委員会の予算をもっと充実できないか。	(参考) 予算額等の推移 平成18年度予算額 1,448百万円 平成19年度予算額 1,494百万円 平成20年度予算額 1,487百万円 平成21年度要求額 1,738百万円	【当面の取組の方向性】 ○ 『改善に向けた検討』の結果を踏まえ、必要な予算の確保に努めていく。	○ 施策に優先順位を付け、計画的に必要な予算要求を実施する。
④ 食品安全委員会委員及び専門委員の選任のあり方を見直せないか。	○ 食品安全委員会の委員は、「食品の安全性の確保に関し優れた識見を有する者」のうちから内閣総理大臣が任命するとされており、食品安全委員会の重要な役割に鑑み、人選に誤りがないことを国民の代表たる国会において確認されることが適当であるため、委員の任命は、両議院の同意にかからしめることとしている。 ○ 具体的には、「微生物学」「公衆衛生学」「化学物質(有機化学)」「毒性学」「食生活に係る消費者意識」「情報交流」「食品の生産・流通システム」の専門分野から7人が任命されている。 ○ 専門委員は、食品安全基本法第36条第2項において、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命するとされており、専門委員の改選に当たっては、食品安全委員会にお	【当面の取組の方向性】 ○ 食品安全委員会はリスク評価機関であるという特性を踏まえつつ、多様な手段を通じて国民の意見を聴くことにより国民の視点に立った活動に努める。	(1) 食品安全委員会として、消費者を始めとする関係者の意見等を幅広く吸い上げることができるように、以下の取組を推進する。 ア 消費者団体代表、公募委員を始め幅広い関係者から構成されている企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の審議の充実を図る。特に、運営計画の策定及びフォローアップ等の審議を行う企画専門調査会において十分な審議時間を確保するとともに、事後評価等の機会を通じて関係者の意見を踏まえた継続的な業務改善に努める。 イ 意見・情報の募集について、消費者等関係者が意見等をより出しやすくなるよう改善に努める。 ウ 今国会に設置法等が提出されている消費者庁と連携を密にし、消費者の視点も踏まえた委員会業務の運営に努める。

	いて、改選の考え方を決定し、公表している。 ○ また、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員について各々2名は、公募により選任している。 (参考) 専門委員の人数 207名(のべ247名)	○ 専門委員の改選に当たって、引き続き、食品安全委員会での改選の考え方の決定時や改選の報告時に、より丁寧な説明を行うよう努める。また、このような手続を採っていることの周知を図る。	(1) 食品安全委員会での改選の考え方の決定時や改選の報告時に、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会において委員を公募していることなどを含めて、選定方法等をより丁寧に説明し、関係者の理解が深まるように努める。 (2) 改選時に専門委員の名簿を公表(プレスリリース)する際にも、改選の考え方等についての周知に努める。
⑤ 食品安全委員会は政策評価(事後評価)のあり方を改善できないか。	○ 食品安全委員会においては、内閣府として行っている「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく事後評価及び食品安全委員会独自の取組である運営計画のフォローアップの形で政策評価(事後評価)を行っている。 ○ このうち、運営計画のフォローアップについては、企画専門調査会において、 ① 年度途中での実施状況の中間報告の審議 ② 年度終了後の実施状況のフォローアップと運営状況報告書のとりまとめの審議 を行っている。 また、食品安全委員会において企画専門調査会の議論等を経た運営状況報告書の審議を行っている。	【当面の取組の方向性】 ○ 運営計画において、年度目標の明確化に努めるとともに、事務局における目標の進捗状況の管理を強化する。 ○ 企画専門調査会及び本委員会において、「事業の実施状況のフォローアップ」及び「事後評価」を効率的かつ効果的に行えるよう、運営方法を工夫する。	(1) 運営計画の策定に当たって、当該年度において達成すべき業務目標の水準を明確にするように努力する。 (2) 委員会業務を継続的に的確に実施していくため、業務管理をより一層充実させるとともに、その業務管理の状況を企画専門調査会における運営状況のフォローアップ等の際に審議し、委員会業務の継続的改善に努めていく。 (3) 企画専門調査会においてフォローアップ等の審議に充てられる時間も限られていることから、重点事項や業務管理状況に審議の重点を置くなど、専門委員の意見等も踏まえながら、フォローアップの実施方法等について逐次改善を進める。
⑥ 管理機関との連携強化と食品安全行政全体への信頼構築のための取組が必要ではないか。	○ リスク管理機関の重要な情報、食品安全モニターや食の安全ダイヤルに寄せられる主な質問(リスク管理機関からの回答を含む)等について、	【当面の取組の方向性】 ○ リスク管理情報も含めたパッケージとしての情報発信などの工夫を引き続き行う。	○ 引き続き、リスク管理機関との共催による意見交換会を行うなど一体的な情報提供を行う。

	食品安全委員会のホームページにおいて掲載している。		
⑦ 専門調査会においてより充実した審議ができるように運営方法等の改善を図るべきではないか。	○ 専門委員の役割や専門委員として必要な基本的な知識をまとめた関係資料を作成し、改選後第1回目の専門調査会等において専門委員に対し説明を行っている。 ○ また、委員会委員と各専門調査会との意思疎通が図られるよう、食品安全委員会委員と各専門調査会座長等との意見交換会を開催した。 ○ リスク評価のガイドラインに関しては、農薬、動物用医薬品、飼料添加物については、リスク管理機関と調整を行いながら草案の作成を進めており、食品添加物については評価ガイドラインの作成に必要な調査を実施している。 ○ 企画専門調査会については、食品安全委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、運営計画、自ら評価案件、運営計画のフォローアップ等の審議を行っている。	【当面の取組の方向性】 ○ 専門委員の改選時に委員会の活動の内容や専門委員の役割等についての説明を充実する。 ○ 専門調査会座長会を定期的に開催するなど専門調査会間の連携を図る。 ○ 個別分野のガイドラインの策定を鋭意進めるとともに、専門調査会座長会を開催し、分野間の評価の平準化及びレベル向上を図る。 ○ 専門調査会の運営については、専門委員の意見を踏まえ、必要な改善を行う。	○ 専門委員の役割等についての資料に加えて、食品安全行政の枠組みであるリスク分析の枠組み等についての資料も作成し、説明時に活用する。 ○ 食品安全委員会と専門調査会の意思疎通を図るとともに、食品安全委員会全体の運営又は複数の専門調査会に共通する事項を議論するため、「専門調査会座長会」を、定期的（年1回程度）に又は必要に応じて、開催する。 ○ 横断的に認識を共有し、評価の平準化及びレベル向上を図るため、定期的に専門調査会の座長の意見を伺う機会を設ける。 （１）各専門調査会において、適宜各専門委員の意見を聴き、必要な改善を行う。 なお、専門調査会の運営について、各委員から意見等を聴取する機会を設けることなどについて検討する。 （２）複数の専門調査会に関連する事項については、「専門調査会座長会」等で議論し、必要な改善を行う。